

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年8月14日(2014.8.14)

【公開番号】特開2012-40366(P2012-40366A)

【公開日】平成24年3月1日(2012.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2012-009

【出願番号】特願2011-157925(P2011-157925)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月1日(2014.7.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技における当否判定に用いられる第1乱数を発生させる第1乱数発生手段と、少なくとも、前記第1乱数に基づく当否判定制御を行なう主制御手段と、該主制御手段の処理に用いられるデータを不揮発的に保持可能な第1RAMと、前記主制御手段からの指令に基づき、当該遊技機の遊技者に対して価値担体を払い出す制御を行なう払出制御手段と、該払出制御手段の処理に用いられるデータを不揮発的にデータを保持可能な第2RAMと、前記第1RAMおよび前記第2RAMの保持内容をクリアする時に操作されるクリアスイッチとを備えた遊技機において、

当該遊技機に通電されると起動して、該通電された際に前記クリアスイッチが操作されていたか否かを推定する推定手段と、

該推定手段により前記クリアスイッチが操作されていたと推定された場合に、該クリアスイッチが操作されていない状態に遷移したか否かを判定し、該状態に遷移したと判定した場合に非操作信号を出力する非操作信号出力手段と、

当該遊技機に通電されると起動して、前記第1乱数とは独立した第2乱数を、時間経過と共に更新させつつ発生させる第2乱数発生手段と、

前記非操作信号出力手段により非操作信号が出力されると、前記第2乱数発生手段が発生した乱数に基づいて算出した数値を、当否判定に用いる乱数の初期値として設定する初期値設定手段と

前記推定手段により、前記クリアスイッチが操作されていたと推定されると、少なくとも前記非操作信号出力手段により前記非操作信号が出力された後に、前記第1RAMに保持されたデータをクリアする第1RAMクリア手段と、

前記推定手段により、前記クリアスイッチが操作されていたと推定されると、前記非操作信号出力手段により前記非操作信号が出力されるのを待つことなく、前記第2RAMに保持されたデータをクリアする第2RAMクリア手段と、

前記推定手段により、前記クリアスイッチが操作されていなかったと推定されると、前記第1RAMおよび前記第2RAMに保持されたデータに基づいて当該遊技機の遊技状態を復旧する復旧手段と、

を備え、

前記推定手段は、

当該遊技機に通電された際に前記クリアスイッチが操作されていると、RAMクリア信号を予め定められた時間、出力するRAMクリア信号発生回路と、

該RAMクリア信号発生回路によりRAMクリア信号が出力されている場合に、当該遊技機に通電された際に前記クリアスイッチが操作されていたと判定する判定手段と

を備え、

前記非操作信号は、前記RAMクリア信号の出力停止により実現されることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記非操作検出手段は、前記クリアスイッチが操作されていない状態に遷移したと判定してから所定時間後に前記非操作信号を出力するものであって、該所定時間は、少なくとも、当該遊技機の通電後、前記初期値設定手段が正常に稼動するまでに要する時間であることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

更に請求項1に記載の遊技機では、非操作信号を、RAMクリア信号の出力停止により実現している。これに反し、非操作信号をRAMクリア信号とは別に構成しても構わないが、こうすると入力ポートなどにおいて、非操作信号のための設定が必要となる。この点、請求項2に記載の遊技機によれば、RAMクリア信号で非操作信号を兼用することになるので、RAMクリア信号さえ監視すればよい。例えば、当該遊技機に通電された際にクリアスイッチが操作されていると、RAMクリア信号をオンにし、クリアスイッチが操作されなくなるとRAMクリア信号をオフにすることが考えられる。また、クリアスイッチが操作されたことを、確実に判定手段に検知させるために、クリアスイッチが操作されなくなった時点から一定時間(例えば100ms)はRAMクリア信号をオンのままにしておいてもよい。こうすれば、判定手段がRAMクリア信号を確実に検出することと、クリアスイッチが非操作状態に遷移したことをRAMクリア信号だけで検出することと、非操作状態に遷移した時点に応じて第1乱数の初期値を変化させることとを全て成立させることができる。また、請求項2のようにすることも考えられる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

請求項2に記載の遊技機の非操作信号出力手段は、クリアスイッチが操作されていない状態に遷移したと判定してから所定時間後に非操作信号を出力するものとなっている。この所定時間は、少なくとも、当該遊技機の通電後、初期値設定手段が正常に稼動するまでに要する時間となっている。

これに反し、クリアスイッチが操作されている状態から操作されていない状態に遷移すると直ちに非操作信号が出力されるように構成すると、第2乱数発生手段が発生した第2

乱数に基づいて、当否判定に用いる第1乱数の初期値を初期値設定手段が設定しようとしても、初期値設定手段自体が正常に稼動していない可能性がある。なぜなら、操作者が通電とクリアスイッチに対する非操作をほぼ同時に行なう可能性があるからである。こうした場合には、非操作信号が出力されても、その際には通電後、間もないで、初期値設定手段が正常に動作せず、初期値が適切に設定されない恐れがある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

この点、請求項2に記載の遊技機では、たとえクリアスイッチが操作されていない状態に遷移しても、初期値設定手段が正常に稼動するまでに要する時間が経過するまでは非操作信号が出力されない。従って、非操作信号が検出されたときには、初期値設定手段は正常に稼動しているので、確実に初期値の設定を行なうことができる。なお、「当該遊技機の通電後、初期値設定手段が正常に稼動するまでに要する時間」とは、通電してから初期値設定手段が正常に稼動するまでに要する時間の全体を指しているのではない。前述のように、遊技機に通電すると、クリアスイッチが操作されているか否かを判定したり、その操作が停止されたか否かを判定したり等、様々な処理（前述したものに限らない）が初期値設定手段の稼動前に行なわれる。こうした様々な処理に要する時間は、「通電してから初期値設定手段が正常に稼動するまでに要する時間の全体」から差し引いてよい。